

本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づくとともに、「北海道子どものいじめ防止に関する条例」及び「北斗市いじめ防止条例」を受け、大野中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

本校では全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下のポイントをあげる。

- ★いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ★生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ★いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ★いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ★学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止の取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

### (ア) 積極的な「ふれあい活動」

朝の時間帯（登校～朝の学活）・10分休み・給食準備～給食・昼休み・帰りの時間帯・部活動終了（～完全下校）等の時間に、教室、学年フロア、玄関、体育館、配膳室といった場所に教師を配置し、生徒とのふれあいを図る。また、教師は、授業は開始のチャイムとともに授業が始まるよう教室に行く。

### (イ) 月2回（1日、15日）の街頭でのあいさつ指導

6カ所の地点で、交通安全指導とともに行う。また、自転車置き場にも教師を配置し、自転車を整然と並べる声かけを行うなど、生徒との朝の交流を大切にする。

### (ウ) 効果的な学級指導

担任は、学活などあらゆる機会を通して、「いじめは絶対許さない」旨の指導を行う。いじめを見て見ぬふりをするのは「傍観者」として、いじめに加担している等のいじめ問題の基本認識を、生徒と共有する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を進める

### (ア) 安心して自分を表現できる授業づくり

- ・発問や指導方法の工夫
- ・校内研修の充実、積極的な授業発表
- ・見通しをもって学習に取り組めるような年間指導計画の見直し

#### (イ) 人とつながる喜びを味わう体験学習

- ・総合的な学習の時間の工夫。  
(見学旅行、宿泊研修での自主研修・職場体験・リングプル回収活動等の充実)
- ・友達と分かり合える楽しさを実感できる学校行事や生徒会活動の工夫。
- ・主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認められる部活動。

### (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

#### (ア) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

#### (イ) 道徳教育の充実

生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や言動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級・学年の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことを心がける。

#### (ウ) 学級活動の充実

生徒達の学校生活の母体となる学級内の活動を充実させる。

#### (エ) 生徒会活動の工夫

生徒会としての主体的な活動を通して、生徒自身が「いじめ撲滅」に取り組むことは、大人では見つけられない「いじめ」の発見へつながっていくものと期待される。

### (4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、広報活動を積極的に行うことも大切である。

#### (ア) 授業参観等

授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。

#### (イ) 学級通信・学年通信

いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

## 3 いじめの早期発見の取組

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインド（生徒と楽しく過ごす、スキンシップ能力）を高める。また、いじめの態様について、その「為が犯罪」為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

### ～具体的な取組～

#### (ア) 日々の観察

生徒がいるところには、教職員がいることを目指す。観察の視点として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年団や生徒指導部に報告・相談し、気づいたことを共有することにより大勢の目で当該生徒を見守る。

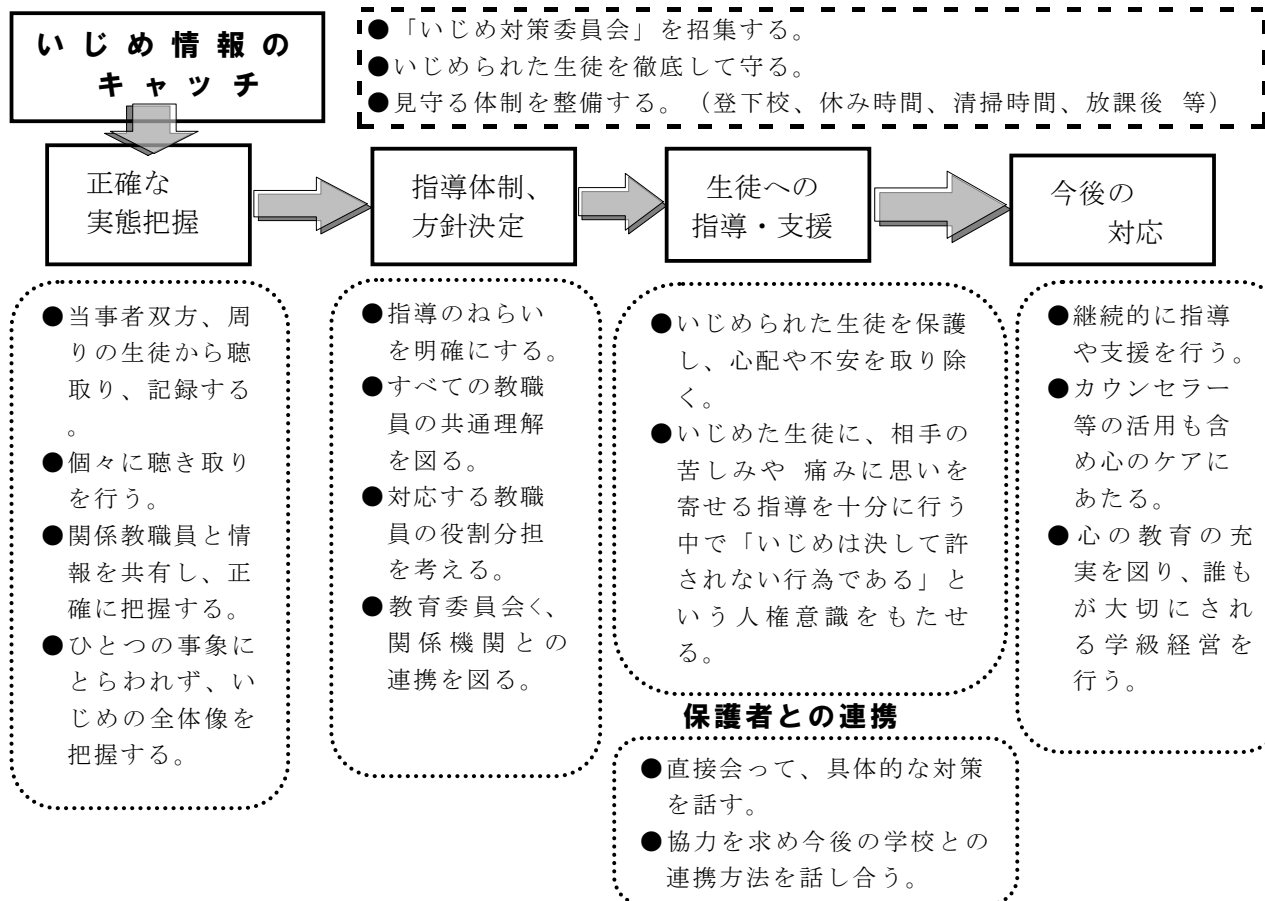
(イ) 教育相談（学校カウンセリング）

- ・定例の教育相談 年2回（6月、11月）
- ・チャレンジ相談の設定

(ウ) いじめ実態調査アンケート

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（5月、11月）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（5月、11月）

## 4 いじめの早期解決への取組

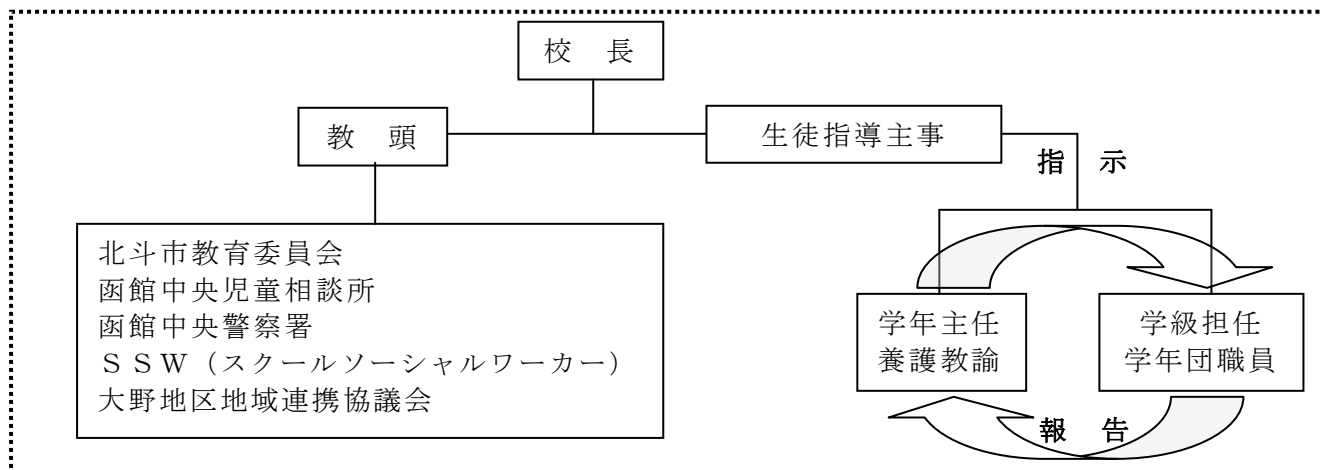


### ～いじめ問題に取り組むための校内組織～

いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、学年代表、養護教諭、（当該学級担任）

<組織図> 校長直属の組織に属し、委員長を生徒指導主事とする。



## ＜活動＞

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
  - ・ いじめアンケート調査を実施し、結果や実態について全教職員の共有化を図る。
  - ・ 生徒指導部の教育相談担当者と連携する。事前アンケートの内容を吟味し、事後の情報の共有化などで協働を図る。
- ② いじめ防止に関すること。
  - ・ 未然の取組について啓蒙する。学級、生徒会、委員会等の取組をサポートする
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
  - ・ 役割を明確にし、早期解決に向けた取組を推進する。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
  - ・ 道徳集会を計画する。

## ＜開催＞

- ① 定例の学年部会で行われる生徒の実態交流から、いじめに関する事例等を収集し、状況に応じて招集する。
- ② 事案発生時は緊急開催とする。

## 5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。そして、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うことである。事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### （１）未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

#### ＜未然防止の観点から＞

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

#### ＜早期発見の観点から＞

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

### （２）早期発見・早期対応のためには

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

## 6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、北斗市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。